

平成25年6月22日
文 化 庁

「富士山」の世界遺産一覧表への記載決定について(第二報)

カンボジアのプノンペンで開催されている第37回ユネスコ世界遺産委員会において、我が国が世界文化遺産に推薦していた「富士山」についての審議が行われ、

現地時間 6月22日(土) 15:28

(日本時間 6月22日(土) 17:28)

に、世界遺産一覧表に三保松原を含めて「記載」することが決定されました。また、記載する名称は、「Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration (富士山―信仰の対象と芸術の源泉)」に決定されました。

なお、世界遺産一覧表への正式な記載日は、第37回世界遺産委員会の審議最終日である6月26日(水)になる見込みです。

(参考) 世界遺産委員会の決議の4区分

- ① 記載(Inscription): 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会(Referral): 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期(Deferral): より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載(Not to inscribe): 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

1. これまでの経緯:

平成19年 1月	ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載
平成24年 1月	ユネスコへ推薦書を提出
平成24年8～9月	ICOMOSの専門家による現地調査
平成24年12月	ICOMOSから追加情報の要請
平成25年 2月	ICOMOSへ追加情報を提出
平成25年 4月	ICOMOSからの勧告

2. 世界遺産委員会における主な審議内容

<要旨>

「富士山」について、評価基準(iii)及び(vi)に基づき、三保松原を含め、「記載」と決定された。名称は、「Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration (富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉)」と決定された。

<主な審議内容のポイント>

- 三保松原については、これを除外すべきとの ICOMOS 勧告に対して、大多数の委員国から三保松原を含めるべきとの意見が表明され、これを含める形で登録することとされた。
- 資産の名称については、事務局より、ICOMOS と我が国が協議した案として「Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration (富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉)」が提示され、我が国にも確認が求められた。これに対し、当該名称は我が国が追加情報において提案していた名称の趣旨とも合致するため、同意する旨発言した。
- この他、「富士山がこれまで登録されていなかったのはむしろ驚きである」、「象徴的な (iconic) 資産である」等、富士山の価値を認める意見が、ほぼ全ての委員国から表明された。

※ 決議の概要は別添のとおり。

<担当>

文化庁文化財部記念物課

課 長 榎本 剛

世界文化遺産企画係長 齋藤 彩

電話: 03-5253-4111(代表) 内線 4762